



認定調査 “ワンポイント・アドバイス”



（回覧）調査員の皆さんで共有しましょう！

確認印欄

今年度も認定調査へのご協力を、どうぞよろしくお願いいたします。

◆「4-12 ひどい物忘れ」について◆

判断に迷いやすい項目のため、eラーニング問題からの紹介です

問 題

「ひどい物忘れ」の基本調査の選択基準について、誤っているのはどれですか。

1. 電話の伝言をし忘れるといったような、単なる物忘れも含まれる。
2. 「ひどい物忘れ」によって周囲の者が何らかの対応をとらなければならない状況（火の不始末）が含まれる。
3. 寝たきりで、認知症もあるが、意思疎通もできないので、「ない」を選択した。

解 説

【「ひどい物忘れ」の定義】

「ひどい物忘れ」行動の頻度を評価します。この物忘れによって、何らかの行動が起こっているか、周囲の者が何らかの行動をとらなければならない状況（火の不始末など）のことです。電話の伝言をし忘れるといったような、単なる物忘れは含みません。

なお、具体的な行動の状況について「特記事項」に必ず記載してください。

回答：1

◆長寿支援課からのお知らせ◆

認定調査適正化事業のチェックリストに基づき、調査票のチェックを始めました。
今まで6事業所の確認をさせていただきましたが、現在のところ問題となる事業所はありませんでした。引き続き、適正な調査へのご協力をお願いいたします。

【介護認定の状況】（H31.4.17 時点）

2月申請	609 件のうち審査会の予定が決まっていない数	12 件
3月申請	595 件のうち審査会の予定が決まっていない数	188 件

桐生市役所 長寿支援課 介護審査係（内線 394・395）